

農業分野での外国人材の活用における現状と課題

協同組合 エコ・リード

代表理事理事長 安田 則夫



出典：月刊「農業いばらき」より ベトナム人技能実習生と受入れ農家

1. 協同組合 エコ・リードについて

1) 組織の概要

設 立	平成25年10月2日
所 在 地	本 部 J A会館内 (水戸市梅香 1-1-4) 県西駐在 J A北つくば本店内 (筑西市) 行方駐在 J Aなめがたしおさい なめがた地域センター内 (行方市) 千葉駐在 J A山武郡市 二川支所内 (山武郡芝山町)
事業内容	外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業 監理団体許可番号 許1703000138 (一般) 特定技能外国人に係る職業紹介事業 登録支援機関登録番号 20登-005480 ほか全9事業
要員体制	役職員21名 (令和5年3月末)

2) 主な事業活動の推移

エコ・リードは、J Aグループ茨城の支援を受け平成25年10月に設立し、外国人技能実習生の受入れ事業は、平成27年2月にベトナムからの実習生19名を迎え入れてスタートしました。

平成26年3月に来日したベトナム国サン国家主席と茨城県知事の間で、農業における協力関係強化の覚書を締結し、さらに同年5月には労働副大臣が来県し、J A茨城県中央会との間で技能実習生受入促進に係る協定を締結しました。

そうした背景の下で、エコ・リードは送り出し国を原則ベトナムに限定し、外国人技能実習生受入れ事業を行う「監理団体」として発足しました。

県下の全J Aが監理団体の資格を有しているわけではなかったため、外国人技能実習生の受入れを希望する農家は、エコ・リードを通して求人を募集することが出来るようになりました。

その後、農家の人材確保に一層貢献するため、令和2年11月に一般監理事業の資格を取得し、さらに令和3年1月には、新たな在留資格「特定技能」に対応するため登録支援機関の認可を受けました。

年度末在籍者数

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
組合員 (人)	78	101	127	190	210	212	213	223
受入農家(戸)	39	70	93	119	164	181	125	162
ベトナム (人)	86	161	230	282	318	384	277	341
中 国 (人)		18	39	150	157	161	104	111
タ イ (人)				2	2	2	2	3
合 計	86	179	269	434	477	547	383	455

3) 外国人技能実習生の受入れスケジュール

	取組み内容(受入れ側)	入国月別計画				
		7月末	10月末	12月末	1月末	3月末
申込み 締切り	受入希望農家からの求人とりまとめ 送出し機関への求人申込み (人数、性別、年齢、体格などの要望)					
1ヵ月	技能実習生候補者との現地面接(Web) 受入実習生の選定	8月下旬	11月下旬	1月下旬	2月下旬	4月下旬
2ヵ月	技能実習計画書の策定	9月上旬	12月上旬	2月上旬	3月上旬	5月上旬
3ヵ月	技能実習計画書の認定申請書を機構提出	10月中旬	1月中旬	3月中旬	4月中旬	6月中旬
4ヵ月	技能実習計画書の認定					
5ヵ月	出入国在留管理局に在留資格認定の申請 在留資格認定許可(証明書交付)	12月上旬	3月上旬	5月上旬	6月上旬	8月上旬
		12月下旬	3月下旬	5月下旬	6月下旬	8月下旬
6ヵ月	在留資格認定書を送出し機関へ送付 ビザ申請→交付(送出し機関側)	1月下旬 までに	4月下旬 までに	6月下旬 までに	7月下旬 までに	9月下旬 までに
7ヵ月	実習生入国 入国後1ヵ月講習受講	2月20日	5月20日	7月20日	8月20日	10月20日
8ヵ月	受入農家と実習生の対面式 翌日から技能実習の開始	3月20日	6月20日	8月20日	9月20日	11月20日

4) 技能実習生入国時の受入れ農家の負担額 (ベトナム人技能実習生1人あたり)

経費内容	金額	摘要
① 来日旅費(航空賃ほか)	65,000	送出し機関との協定による(送出しへ支払い)
② ベトナムでの教育費	15,000	送出し機関との協定による(送出しへ支払い)
③ 上陸後講習費用	93,500	日本語学校での1ヶ月講習(学校へ支払い)
④ 〃 教材費	2,750	〃
⑤ 健康診断費用	8,800	入国時の健康診断(学校へ支払い)
⑥ 講習手当て(1ヵ月分)	50,000	送出し機関との協定による(実習生へ支払い)
⑦ 外国人技能実習生総合保険	30,500	後日、実習生の支払給与から原則3回に分けて控除する(農家の立替払い)*3年分
合計	265,550	

※農家配属後、技能実習生に支払う給与以外に、監理団体へ支払う監理料(23,000円/月)等がある。

2. 農業分野での外国人材受入れ状況

1) 技能実習計画認定件数（業種：農業）

出典：外国人技能実習機構 業務統計データより

	全国	北海道	茨城県	千葉県	熊本県	鹿児島県
令和3年度	16,467	1,132	3,475	1,137	1,775	762
		7%	21%	7%	11%	5%
令和2年度	23,417	1,926	4,335	1,495	2,476	953
		8%	19%	6%	11%	4%
令和元年度	32,419	2,907	5,916	1,963	3,229	1,317
		9%	18%	6%	10%	4%
平成30年度	39,295	3,602	7,438	2,506	3,759	1,476
		9%	19%	6%	10%	4%

※令和元年度～3年度はコロナ禍における水際対策強化により入国制限あり。

2) 特定技能外国人材数（業種：農業）

出典：厚生労働省 外国人雇用状況より

	全国	北海道	茨城県	千葉県	熊本県	鹿児島県
令和4年10月末	8,758	821	947	706	658	429
		9%	11%	8%	8%	5%

※上記5県以外では長野県が625人と多い。

3. 課題

1) 特定技能の雇用が増えない

原因：特定技能制度は転籍・転職が可能

問題：技能実習制度に代わる新制度も転籍・転職を緩和する方向

- ・優良な外国人材の他県や他業種への流失

対策：多文化共生社会の実現に向けた推進

2) 失踪

原因：もっと楽に多く稼ぎたい（作業がキツイ、残業が少ない、可処分所得が少ない）、人間関係（農家、実習生同士）他

対策：母国での教育徹底（作業内容、社会保険・税金・家賃・光熱費など控除される費用）

- ・外国人材への失踪デメリットの啓蒙

- ・受入れ農家向けポスター・チラシの活用（別紙）

3) 不法就労外国人

出典：出入国在留管理庁 外国人不法就労者の就労内容別稼働場所より

	総数		農業従事者	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
全国	13,225人	6,355人	3,154人	1,826人
茨城県	1,973人	1,283人	1,317人	897人
	15.0% (全国2位)	20.1% (全国1位)	41.8% (全国1位)	49.1% (全国1位)

※国籍別には、タイ、ベトナム、中国、インドネシアの順に多く、この4カ国で全体の87%を占める。

原因：罪悪感なく雇用している農家が多い（不法就労者も同じ）

- ・技能実習生だと手続きや管理が面倒くさい
(求人から農家配属まで約半年、日誌や賃金台帳、講習会への参加)
- ・農繁期の短期間でも雇える
- ・上手く雇用すればバレない（圃場集合解散、現金日払い）

問題：事件、事故、各種トラブルの発生

- ・茨城農業のイメージダウン

対策：受入れ農家向けポスター・チラシの活用（別紙）

- ・警察との連携（研修会の開催、巡回指導）

4. 今後の展望

外国人材の安定的な確保対策

～茨城を選んでもらうために、長く就労してもらうために～

多文化共生社会の実現に向けた推進

- ・多くの外国人材を受け入れている本県において、外国人活躍・多文化共生推進の方針、方策の策定をお願いします。
- ・市町村における「多文化共生協議会」等の設置により、外国人向け日本語講座の開設・やさしい日本語表記や各種イベントへの積極的参加等、地域全体で外国人を受入れる体制整備をお願いします。

農業分野における外国人材受入れ制度の概要

	技能実習制度 (平成5年に制度創設)	特定技能制度 (平成31年4月に制度創設)
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・実習目的 ・人材育成による国際貢献・国際協力。 ・基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労目的 ・国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受入れる。 ・熟練した技能を要する特定技能2号の職種に農業分野等も追加予定。(令和6年度)
従事可能な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業のうち「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」、畜産農業のうち「養豚」「養鶏」「酪農」に制限。(水稻の作業は制限されている) ・作業内容を細かく規定した実習計画に従う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野は耕種と畜産の2区分。 ・日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能。但し主たる作業は農作業。
雇用主人数枠	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの経営体での受入に限定される。 ・受入れ人数に制限がある。 ・JAが実習実施者になる「農作業請負方式」がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として直接雇用。(農業分野等は派遣形態も可能) ・受入れ人数の制限はない。 ・労働者の雇用経験が必要。(フルタイム6ヶ月以上)
監理監督体制	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習機構へ実習実施者の届出、実習計画の認定。 ・3年に1回、外国人技能実習機構の監査を受ける。 ・3か月に1回以上、監理団体の監査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国在留管理庁へ許可申請。 ・農業特定技能協議会に参加。 ・3か月に1回以上、登録支援機関の面談を受ける。
指導支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実習責任者、実習指導者、生活指導者を置く。実習中、実習指導者は常に指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入機関は生活支援・相談等を行う必要があるが、登録支援機関に委託することができる。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・時給は最低賃金レベルから(茨城県:911円/時)(R4.10.1～) ・監理団体(海外送出し機関含む)への監理料2～4万円/月。 ・出入国の交通費、入国後の研修費用、試験費用などを負担する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生よりも高度人材であるため、給与は実習生より高く、日本人と同等額以上に設定する必要がある。 ・登録支援機関への支援料の水準は、実習生の監理料と同等程度。
在留期間 家族帯同	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目＝技能実習1号 ・2～3年目＝技能実習2号 ・4～5年目＝技能実習3号(優良な監理団体・実習実施者に限定) ・実習期間中は原則帰国不可。(但し技能実習3号へ移行する場合には2号修了後1ヶ月以上、一時帰国が必要) ・家族帯同不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間の上限 1号:通算5年(在留期間中の帰国可) 2号:なし(但し在留期間の更新が必要) ・家族帯同 1号:基本的に不可。 2号:可能。
転籍 転職	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不可 ・但し実習実施者の倒産等ややむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の業務区分内、または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転籍・転職可能。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県内で広く普及している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の技能実習(3年)修了者からの移行が多い。

農業者の皆様へ

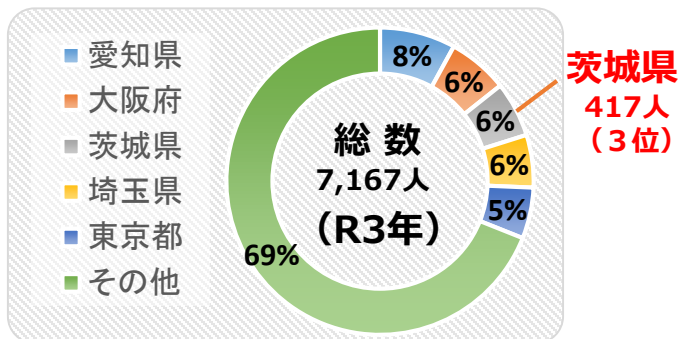


外国人の失踪・不法就労

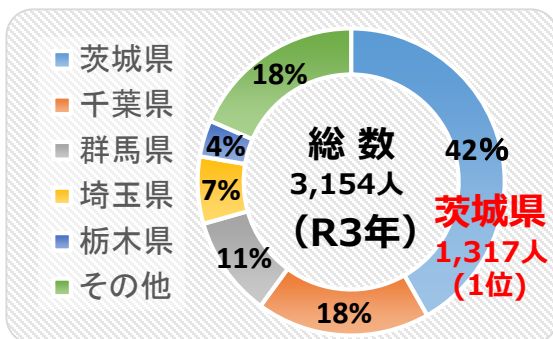
不法就労させた事業主も処罰の対象となります！

茨城県における失踪・不法就労の現状

●技能実習生の失踪者の現状（全職種）



●農業従事者の不法就労の現状



外国人技能実習生等の失踪を発生させないために

【失踪の原因】 ・賃金等の不払いなど、不適切な取扱い
 ・入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

- 外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、具体的な仕事の内容について納得感をもってもらうことが必要です。
- トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の総支給額だけでなく、控除される税金の内容や金額等についても、丁寧に説明するようにしましょう。
- 技能実習制度の適正な運用のため、農業分野で技能実習を実施する場合も、労働基準法（労働時間・休憩・休日・時間外・休日、深夜の割増賃金等）を準拠しましょう。実習実施者が労働に関する法律に違反した場合、実習の改善命令・認定の取消の対象となる場合があります。

不法就労となるケースについて

令和3年中、茨城県内では、就労できない外国人を農作業等の報酬を受ける活動に従事させた、又は農園の従業員として稼働させて報酬を与えたとして摘発され、住居・氏名・性別などの具体的な情報が公開された事例があります。

- 在留期限の切れた人
- 失踪して不法滞在している技能実習生
- 留学生や短期滞在目的の入国者



雇用した場合、雇い主の農業者が「不法就労助長罪」で処罰対象となります

(就労時間や就労場所が許可範囲を超えた雇用に限る)



事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合でも、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- 外国人の雇用又は雇職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒ 30万円以下の罰金

○在留カードの雇用可能かどうかの確認方法

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!



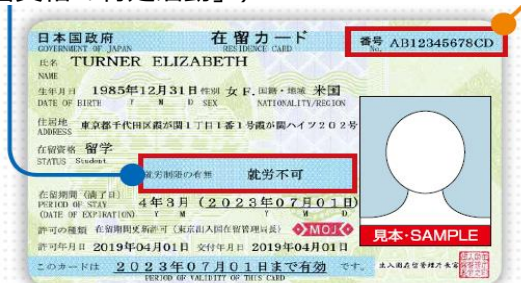
ポイント ① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

◆ 「就労不可」の記載がある場合、原則雇用はできませんが、ポイント2を確認して下さい。

※ 一部就労制限がある場合→制限内容を要確認。

次のいずれかの記載があります。

- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

◆ 在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



<失効情報照会HP>

◆ 在留カード等読取アプリ
・読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないか確認可能



<読取アプリ>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
 - 「3月」以下の在留期間が付与された方
 - 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方
- これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。



ポイント ② 在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

- ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。
- ① 「許可（原則週28時間以内、風俗営業等の従事を除く。）」
 - ② 「許可（「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
 - ③ 「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

※雇い主の農業者が知らずに不法就労者を雇用したとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、「**不法就労助長罪**」の処罰の対象となります!



3年以下の懲役、300万円以下の罰金

○ 在留に関するお問い合わせ先

・外国人在留総合インフォメーションセンター TEL : 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から 03-5796-7122)

○ このチラシに関するお問い合わせ先

・茨城県農林水産部農業経営課 029-301-3844

資料出典 出入国在留管理庁・農林水産省
ホームページ掲載資料をもとに茨城県で作成